

<h1>静岡市報</h1>	No. 35
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

**規 則**

- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・ 7
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

**人事委員会規則**

- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・ 39

**消防本部訓令**

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

**告 示**

- 介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示

の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

---

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第1号）

特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第1号

静岡市特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準を定める条例（平成24年静岡市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第3項及び第24条第1項」を「第38条第3項及び第45条第1項」に改める。

第2条第1項中「第17条第3項」を「第38条第3項」に改める。

第3条第1項中「第24条第1項」を「第45条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規則

静岡市規則第1号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和4年1月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第79号）の施行期日は、令和4年1月20日とする。

## 静岡市規則第2号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年1月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公務又は通勤により生じたと認められる災害」を「公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病」に改める。

別表第1第8号中「不整脈」の次に「、重篤な心不全」を加え、「大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「大動脈解離」に、「脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞」を「脳梗塞」に改める。

様式第1号中「男・女」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 静岡市規則第3号

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年1月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第150号）の一部を次のように改正する。

第1条中「静岡市食品衛生法の施行等に関する条例（平成15年静岡市条例第167号。以下「条例」を「食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府・厚生労働省令第11号。以下「命令」に改める。

第5条中「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

第6条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

第7条を削る。

第8条の見出しを「（許可証の提示）」に改め、同条第1項中「許可証をその営業施設の見やすい場所に掲示するよう努めなければ」を「食品衛生監視員から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条第1号及び第2号中「第53条」を「第56条」に改め、同条を第8条とする。

第10条及び第11条を削る。

第12条の表を次のように改め、同条を第9条とする。

省令第24条の規定による製品検査の申請書	様式第1号
省令第28条第1項の規定による製品検査の申請書	様式第2号
省令第49条第1項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出書	様式第3号
省令第67条の規定による新規営業許可の申請書	様式第4号
省令第67条の規定による継続営業許可の申請書	様式第5号
省令第68条の規定による相続による地位承継の届出書	様式第6号
省令第69条の規定による合併による地位承継の届出書	
省令第70条の規定による分割（当該営業を承継させるものに限る。）による地位承継の届出書	

省令第70条の2の規定による営業の届出書	様式第7号
省令第71条の規定による営業許可申請事項の変更の届出書	様式第8号
省令第71条の規定による営業届出事項の変更の届出書	様式第9号
省令第71条の2の規定による廃業の届出書	様式第10号
命令第2条の規定による食品等の回収又は命令第3条の規定による変更の届出書	様式第11号
命令第4条の規定による食品等の回収の終了の届出書	様式第12号
第6条第1項に規定する営業許可証	様式第13号
第6条第2項の規定による許可証の再交付申出書	様式第14号

様式第1号及び様式第2号中「第12条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第3号から様式第11号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第13号及び様式第14号を削る。

様式第12号中「第12条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第14号とし、様式第11号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第15号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市食品衛生法等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第4号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年1月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第23号を次のように改める。

【様式は掲載省略】



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第5号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年1月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「及び」を「又は」に改め、「並びにこれ」を削り、「もの」の次に「(条例第13条の2第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。)」を加える。

様式第1号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号の2（表）を次のように改める。



【様式は掲載省略】

様式第3号の3（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第50号（その2の2）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第52号（その2）（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第53号を次のように改める。



【様式は掲載省略】

様式第65号中

「

更正の請求をする理由

を

」

「

更正の請求をする理由				
還付を受けようとする金融機関	銀行	本店	預金種別	普通 ・ 当座
	金庫	支店	口座番号	
	信用金庫 協同組合	支所 出張所	(フリガナ) 口座名義人	

に

」

改める。

様式第101号中

「

法人税申告期限の延長処分の有無	<input type="checkbox"/> 有（    か月延長）・ <input type="checkbox"/> 無
-----------------	--

を

」

法人税申告期限の延長処 分の有無	<input type="checkbox"/> 有（ か月延長） ・ <input type="checkbox"/> 無
一般社団法人・一般財団 法人に関する事項	<input type="checkbox"/> 非営利型 ・ <input type="checkbox"/> 非営利型以外
公益法人等（非営利型の 一般社団法人・一般財団 法人及びNPO法人を含 む。）の収益事業の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

に

改める。

様式第128号（その1）（裏）中「第442条の2」を「第443条」に改める。

様式第135号中

更正の請求理由、その事情 その他参考となる事項	
----------------------------	--

を

更正の請求理由、その事情 その他参考となる事項			
還付を受けようと する金融機関	銀行 本店	預金種別	普通 ・ 口座
	金庫 支店	口座番号	
	信用金庫 支所	(フリガナ)	
	協同組合 出張所	口座名義人	

に

改める。

様式第157号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第50号（その2の2）の改正規定は令和4年2月1日から、様式第52号（その2）（表）及び様式第53号の改正規定は同年3月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

# 人事委員会規則

## 静岡市人事委員会規則第1号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年2月3日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3（5）保育教諭給料表号給基準表保育教諭の項中「1級11号」を「1級13号」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 消防本部訓令



静岡市消防本部訓令第1号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月19日

静岡市消防長 小長井 善 文

別表1 静岡市葵消防署の表消防署の項中「静岡市葵区駿府町2番93号」を「静岡市葵区追手町6番2号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月20日から施行する。

告 示

静岡市告示第25号

介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示（平成30年静岡市告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「  
|  
|

株式会社ポプラ代表取締役社長
国分グローサーズチェーン株式会社代表取締役

を  
|  
」  
  
「  
|  
|

株式会社ポプラ代表取締役社長
----------------

に  
|  
」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第34号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示（平成19年静岡市告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

|

株式会社ポプラ代表取締役社長
国分グローサーズチェーン株式会社代表取締役

を

」

「

|

株式会社ポプラ代表取締役社長
----------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



静岡市告示第46号

介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示（平成30年静岡市告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

	ビリングシステム株式会社代表取締役	を
--	-------------------	---

」

「

	ビリングシステム株式会社代表取締役	に
	株式会社NTTドコモ代表取締役	
	株式会社みずほ銀行代表取締役	
	KDDI株式会社代表取締役社長	

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第53号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示（平成19年静岡市告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「		ビリングシステム株式会社代表取締役	を
「		ビリングシステム株式会社代表取締役	に
		株式会社N T T ドコモ代表取締役	
		株式会社みずほ銀行代表取締役	
		K D D I 株式会社代表取締役社長	

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。